射倖契約におけるコーズの法理

原

終身定期金に関する判例の動向

一 射倖契約とレジオンの適用

フランス法の原則

—「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion.)」—

2 本稿の目的

1

射倖契約という契約の分類は不要なのか

目

次

問題意識の提示

小括

三 射倖契約の有効要件 ―コーズ論からのアプローチ―

はじめに

2 モリーの見解

西

慎

治

(899)223

四結4ベナバンの見解

問題意識の提示

射倖契約という契約の分類は不要なのか

1

否定的に捉えるのが一般的であるといえる。その理由としては、以下の三点を挙げることができる。

射倖契約という契約の分類を認めるか否かという問題に関しては、

従来のわが国の民法学にあっては、

これを

こととなる。そうして、この考え方に従えば、射倖契約という契約の分類は公序良俗の判断材料となるのみであ 秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為 方に起因する。 かし、射倖契約という用語を通俗的な価値批判的側面から観察するのであればともかく、その有する性質を契約 めてしまうことが可能となり、 約否定論である。この立場からは、ある契約が射倖契約であればおおよそ無効であるという結論が導き出される 第一の理由は、 契約の分類中に射倖契約というカテゴリーを認めなくとも、民法九〇条の解釈論の中に射倖契約論を封じ込 つまり、 射倖契約を契約の分類としてではなく、民法九○条が対象とする契約類型であると捉える考え 「射倖」という用語の有する独特の価値批判的な側面から、 その結果、 射倖契約という契約の分類を認める格別の必要はないこととなる。 (民法九○条)」に該当すると捉える立場からの射倖契 射倖契約は本質的に「公ノ

プ等のデリバティブ

(金融派生商品

取引、

ワラント、

投資信託を例とすればわかるように、

今日にあっては

質的に異なるのである。いうまでもなく、これから本稿で対象とするのは、 律行為という用語法における「射倖」と、 倖契約であるというだけで当然に当該法律行為が無効とはなるものではない。すなわち、「著しく」射倖的な法 為」に該当する余地はあるにせよ、保険契約(商法六二九条、同六五一条)を想定すればわかるように、単に射 法的側面 してこなかっただけのことであるとさえもいえるのである。(5) すくなくとも、 点は、すくなくとも民事法一般に貫徹する理論として捉えられたことはほぼ皆無であり、 の分類」のひとつとして射倖契約という概念を捉えるものである。 射倖的な法律行為であれば、民法九〇条の規定する「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行 して検討対象にするだけではなく、純粋な契約の性質を解明するひとつのメルクマールとして理解するという視 から観察した場合、 契約の分類を契機とした射倖契約論の存在は、 射倖契約は必ずしも民法九〇条の適用を受けるものではない。 射倖契約という用語法における「射倖」とは、その意味する内容が本 われわれがそれを認識しないだけ、 従来、 わが国において射倖契約を病理現象と 契約の性質を決定するための この意味から考えると、 つまり、「著しく」 あるいは認識

されていたが、 定のほか、 める必要はないという考え方である。 りえない。 第二に、射倖契約という用語を現在のわれわれの民法典・商法典は有さないために、今更そのような概念を認)といった典型契約としての射倖契約の存在を見出すことは可能であるばかりか、 しかし、現行の民・商法典中にも終身定期金契約 射倖契約という表題のもと、各種の有名契約としての射倖契約 現行民法典にはこうした規定は存在せず、この意味では「射倖」という概念は、 確かに、 ボワソナードの手による旧民法典にあっては、 (民法六八九条)、保険契約 (博戯及ヒ賭事、終身年金権) 先物、 (商法六二九条、 射倖契約の定義規 オプション、 法典上の概 が規定

るが 方の分析として、 九〇条の枠 は必要不可 缺しており、 客はこうした複雑な金融商品の内容を知らずに契約を締結しているのだから、契約成立に必要な要素的合意が欠 ており 契約から生じる権利・義務の性質論という生理現象からのアプローチは必ずしも充分に行われてはいない。 代的取引へのアプロ むしろ無名契約の場面において、射倖契約論の重要性が認識されてきている。 の権利義務のあり方を解明することが、 した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融サービスの利用者保護を図るためのこうした法律 と規定されている。 商品販売業者等が金融商品の販売等を行うに際しては、その顧客に対して重要事項についての説明義務を負担 くとも法の適用にあっては、 日本特有の護送船団方式に由来する行政による各種の規制は、 (同法第六条)、その特別法としての法的性質論もさることながら、 (金融商品の販売等に関する法律第三条)、これに違反した場合には損害賠償義務を負う :組みに押し込めることなく、 欠のものではあるが、これらの法律を真に実効性あるものとするためにも、 当該契約は無効となるのではないかという疑問への解答を不要としている。今日、二一世紀を展望 射倖契約論にアプローチすることこそ、今日の契約法が対象とすべき極めて重要な検討 これは民法の不法行為の一般原則 ーチは、 不要のものとしている。 民法九〇条という、法律行為の病理現象の検討に行く手を阻まれるのみで、 かつ公法上の規制として理解することもない、 何よりもまずは必要な作業であるといえよう。 たとえば前述のデリバティブ取引等を念頭におけば、 (民法七〇九条) に対する特則として理解することができ 射倖契約論に対する契約法的アプロ 説明義務違反の場合には、そもそも顧 しかし、 射倖契約における当事者 私法上の権利義務 したがって、安易に民法 契約法からのこれ (同法第四条8 ーチを、 純粋 のあ らの 課題で 0 また、 存在 少な 現

あるということができるだろう。

―これが最も重要な点であるといえるが

-射倖契約という要素によって、

各々の契約を分類すること

は、 では、 が た上で、その機能を類型化する作業は、 契約は保険契約についてのみであり、 義は乏しいという考え方である。確かに、(10) るべき問題の本質としてわれわれの前に現れてくるのである。 無償契約等、 される実益論を統 可能であるとしても、 般の実定契約とは異なる性質が、 まだ憶測の域を出ていない。したがって、要式・不要式契約、 保険契約が射倖契約の一種であるという認識に基づいた分析がなされてきているが、ここで対象とされる 法典上あるいは講学上さまざまな契約の分類中、さらに実定・射倖契約という分類が存在するとし 一的に説明する見解を、 そのことによって格別の実益はなく、この意味で射倖契約という契約の分類を認 およそ射倖契約という一般論として展開できる命題であるか否かに関して 射倖契約にお 契約法の統一的な理解のために必要とならざるを得ないのである。 射倖契約という契約の分類を認めたうえで、そのことによってもたら 現在のところわれわれは有していない。もっとも、保険契約法の分野 いてはどのように認められるのかということが、 諾成・要物契約、 双務・片務契約、 解明され める意 つま

2 本稿の目的

本稿は、

フランスにおける射倖契約とコーズの類型論を参考にして、

わが国における射倖契約という契約

分

能が 語が存在することもあって、早くから射倖契約の法的性質について論じられてきており、 類を確立する途を模索するものである。 捉えられてきたのかという点を契機として、射倖契約論にアプローチすることとしよう。 確立されてきている。 したがって、フランス民法典とその解釈上、 フランスでは、民法典上に射倖契約 射倖契約という契約の分類はどのように (les contrats aléatoires) また、 判例法上その という用

一 射倖契約とレジオンの適用

1 フランス法の原則 ―「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion.)」―

は暴利行為に基づく取消訴権 条の適用を受けるか否かという側面から検討対象となることが多いのに対して、フランスにおいては、射倖契約 前提を全く異にしているということである。すなわち、 まず、射倖契約とレジオンの適用との関係を検討するにあたって注意すべきは、日本法とフランス法で、その (レジオン) の適用を受けないという原則のうえで議論される。このことをフラン 前述のように、 わが国においては、射倖契約が民法九〇

ス民法典上の条文との関連で概観しておこう。

は有償契約の場合にのみ考慮されうる。 (22)れている。また、契約の成立時の給付間に存在する不均衡により被った特定の損害を対象とするため、 四条である。ここでは、不動産の売主が、一二分の七以上の損害を受けると、売主に取消権が発生すると規定さ 型について規定が置かれているが、本稿の以下の叙述との関係で問題となるのは、不動産売買についての一六七 | 定の者という||つの類型にのみレジオンに基づく取消を認める。これを受けてレジオンが認められる個別の類まず、レジオンについては、フランス民法典一一一八条に総則的規定がある。そこでは、一定の契約あるいは

倖契約と実定契約を対比する形で、これらを定義づけている。 次に、フランス民法典は、 射倖契約の定義を一一〇四条と一九六四条の二か条に規定しているが、 前者は、

射

一〇四条 契約は、 当事者のそれぞれが自己に与えられるもの、 又は自己に対して行なわれるものと等価とみな ように述べる。

parties s'engage à donner ou à faire une chose qui est regardée comme l'équivalent de ce qu'on lui donne, ou de ce qu'on fait pour elle されるものを与え、 又は行なうことを約するときは、 実定的である。 (Art. 1104 II est commutatif lorsque chacune des

である。 (Lorsque l'équivalent consiste dans la chance de gain ou de perte pour chacune des parties, d'après un événement 等価が当事者のそれぞれにとっての不確実な出来事による利得または損失の機会に存するときは、

incertain, le contrat est aléatoire

以 来_{[3} 利行為に基づく取消訴権は発生しえない。このことを、Guillourd は、 暴利行為に基づく取消は問題となりうるが、契約当初には当事者の損益が不確実である射倖契約にあっては、 にある。すなわち、予め何を与えるか否かが契約を締結する段階で当事者に理解されている実定契約にあっては、 利行為に基づく取消訴権(la rescision pour lésion:以下単にレジオンと表記する)が付与されるか否かという点 フランスにおいて、このように有償契約を実定契約と射倖契約に分類することの実益として挙げられるのは、 解釈上、実定契約と射倖契約という契約の分類が、有償契約(一一〇六条) 今日に至るまで基本的に異論はない。すなわち、有償契約は実定契約と射倖契約に分類される。そうして、(当) ポティエの見解も引用した上で、以下の の細分類であることは、 ポティエ

法を認める場合には、 ようと、レジオンという理由に基づいて決して取り消されえないのに対して、実定契約は、法律が契約を解消する方 実益をも提示する。射倖契約は、当事者の一方が他方に対して、たとえ桁違いの利益を手に入れさせ レジオンに基づいて取消されうる。ポティエはこの理由をきわめて明瞭に示している。すなわ

有償契約の実定契約と射倖契約への区別は、理論的な利益を提示するだけではなく、レジオンに基づいた取消とい

229 (905)

ち、

る。』 (15) る。』 は、一方が相手方に与えたものあるいは相手方に与えるように義務を負うものとまったく等価であるのに対して、射 倖契約にあっては、契約当事者の一方が受け取るものは彼が与えたあるいは彼が与える義務を負ったものと等価には 『射倖契約が実定契約と異なる点は以下の通りである。実定契約にあっては、契約当事者のおのおのが受け取るもの

ないのである。(以下略) (f) (l) にか認めていないのは事実である。しかし、この両者の場合、取消はその契約が射倖的であった場合には要求されえしか認めていないのは事実である。しかし、この両者の場合、取消はその契約が射倖的であった場合には要求されえ 法典は、レジオンに基づく取消を、 分割 (les partages) と売主の利益のための不動産売買という非常に例

chasse la lésion)」と言い表されることがある。すなわち、射倖契約にあっては、当事者双方に結果的に生じる(8) を認める実益があったということができよう。 不均衡さえも当事者があらかじめ合意していた内容であるために、暴利行為ということはそもそも観念しえない(゚ロ) のである。したがって、レジオンの適用の有無を決する前提条件として、実定契約・射倖契約という契約の分類 注釈学派以降、今日に至るまで幅広く見ることができる。このことは、「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa このように、フランスにおいて、射倖契約と実定契約との区別の実益をレジオンの適用の有無に求める見解は

オンに基づいて取消されることはないというのが、フランス法の原則的な判断枠組みである。このことをひとま 以上をまとめると、実定契約はレジオンに基づいて取消されることはあるが、これに対して、 射倖契約はレジ

ずは確認しておく。

は、 ランス判例法がどのようにしてこの原則に立ち向かってゆき、あらたな判断枠組みを作り出していったのかを見 で設定された終身定期金契約の効力をめぐって争われたフランス判例を提示し、検討を加えることによって、 このような、 一早くからこの原則を覆しかねないケースが生じてきた。以下では、対価となる財産からの収益よりも劣る額 「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」という原則に対して、具体的な事件で フ

2

終身定期金に関する判例の

【判例①】Cass. civ. 22 févr. 1836, D. Jur. gén. v° rente viagére, n° 73 Kは、その兄弟であるYに対して納屋と草原を年三○○フランの終身定期金と引き換えに譲渡し、後になってその (P186)

ることとしよう。

期金契約はあくまで売買の一般原則の支配のもとにある契約でありつづけるのだから、本事案のもとでは売買価格に 八条)、これは売買契約に基づく終身定期金設定の場合における原則までも規律するものではなく、こうした終身定 契約の無効を主張した。原審が終身定期金契約は射倖契約であることから、終身定期金のためになされた売買契約は レジオンに基づく取消の余地はないとしたのに対し、破棄院は、終身定期金契約は有償でも設定されうるが(一九六

終身定期金の設定は有償にて行われることもあれば、無償にて行われることもあるが、このうち対価との不均終身定期金の設定は有償にて行われることもあれば、無償にて行われることもあるが、このうち対価との不均

関するレジオンの規定(一六七四条)の適用があると判示した。

売買契約としての側面からこれを捉えると、売買契約におけるレジオン規定の適用(一六七四条)を受ける余地 えれば、 では、売買契約に基づいて終身定期金の設定を行っている。したがってこの取引を終身定期金という側面 衡が問題となるレジオンとの関係では、 有償終身定期金設定契約は射倖契約であるために、 有償で設定される終身定期金のケースを検討しなければならない。 レジオンの適用はないはずである。 しかし反対に から捉

231 (907)

否定されることとなる。 う側面を重視して判断するのだから、売買契約に基づく終身定期金の設定の場合にはすべてレジオンの適用 を判断しなければならないのである。つまり、「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」という るが、他方において、売買契約という側面から判断すれば、当該契約は実定契約であるために、レジオンの適用 とする概念であるために、本事案のような売買契約に基づく終身定期金の設定の場合、一方において、有償終身 能性が存在することになり、「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」という原則は真っ向から 原則が認められるとしても、 定期金契約という側面から判断すれば、当該契約は射倖契約であるために、レジオンの適用はありえないといえ 破棄院の判断に従えば、売買契約に基づく終身定期金の設定の場合、売買契約とい

この不都合を回避する論理は、以下の判決に現れることとなる。

【判例②】Cass. req. 13 juill. 1856, D.P. 57.1.283 (P 285)

定したところ、Nはこれをレジオンに基づいて取消す旨の請求をした。鑑定人によれば、この財産の価値は二三三八 Xは、 Yに対し、 相続権 (les droits successifs) の譲渡を行ない、その対価として八五〇フランの終身定期金を設

といった場合にはもはや射倖的とはいえず、また、定期金の額が当該不動産からの収入に劣るかまたは同等である終 ジオンに基づいて取消ができないが、譲渡された財産の内容および定期金債務者に課された負担額が決定され 五フランであり、 原審はレジオンに基づく取消を認めた。Yの上告に対して裁判所は、原則として相続権の売買はレ

232

なりうるという不都合が生じてしまう。というのも、フランスにおいては、実定・射倖契約とは有償契約を前提 に従えば、売買契約に基づいて終身定期金が設定された場合、おおよそすべての場合にレジオンの適用が問題と が出てくる。そしてこの判決は後者の見解に立つことによって、レジオンの適用を認めるが、この判決の考え方 に見受けられるが、

前者の理由にあっては

このように、

破棄院は、二つの理由に基づいて当該契約がレジオンの適用を受けることを指し示しているよう

一見混乱した理論構成を採用しているように思われる。

これに対して

後者の理

一由については、

その後の破棄院の判断枠組みとして深化の途をたどることとなる。

身定期金によってなされた不動産売買は、 もはや射倖的ではないために、 レジオンの適用を受けると判示した。

者間の権利義務関係を中心として検討するべきものであるといえよう。 らの収入に劣るかまたは同等であることから、そもそも当事者の間に生じるべき損益の不確実性が存在せず、 値としての損益の平準化を同一視してはならない。 基づいて定期金債務者が負担するであろう対価を抽象的に確定することも可能であるといえよう。 担しなければならないか、 さないということである。 のことから射倖契約ではないという理由である。 ろ経済学的見地から捉えた、 具体的な契約における損益の不確実性と、たとえば保険契約に見られるような、大数の法則に基づく統計 譲渡された財産内容および定期金債務者に課された負担額が決定されていることから、射倖契約という性質を有 判決によれば、 当該契約は二つの意味で射倖契約とはいえないこととなる。 契約当時には予測不可能であるが、反対に、 設定者はいつ死亡するかわからないために、 総体としての契約の分析である。したがって契約構造として検討するのは、 つまり、 前者が契約の構造論であるのに対して、 平均余命等の算出によって、 第二点目に、 定期金債務者がいつまで終身定期金を負 すなわち、 定期金の 第 額が当該不動産 しかし、 点目としては 後者はむし 当該契約に 二当事 記的な数 莂

|判例③| Cass. req. 15 mai 1899, D., 99, 1, 312

構成しているかどうかを判断することが可能である」と判示し、その上で本事案においては、年一二○○フランの終 はない。しかし、定期金の年賦額がその収入よりも超過している場合は別である。かような場合には、 も劣るかあるいは単に等しい売主の利益での終身定期金の設定にあっては、人はその売買の実際の対 身定期金は、一六〇〇〇フランの価値の不動産からの適切な収入よりも四〇〇フラン超過しており、 コーズについての状況を完全に評価することによって、当該終身定期金が偶然性を有しており、売買の実際の価格を あった。このような事実関係のもとで、破棄院は、まず、一般論として、「その年賦額が売買目的物からの収益より 産を売却した。この対価は、一六○○○フランに加え、残りを年一二○○フランの終身定期金で支払うというもので 六七歳で健康な状態にある Renault は、 配偶者 Dupont に対して、総計三二〇〇〇フランの価値のある複数 原審の判示した 価を見出すこと 裁判官はその 不動

ように、この契約は偶然性を含んでおり無効とすることはできないと判示した。

代金確定の 定の原則に違反するという理由から、 少なくとも損はしないということ)が確定しているため、当事者の合意をなした意味がなくなるという結果につ 益が不確実な契約をしているにもかかわらず、実際には終身定期金債務者が一方的に得をすること(あるい う機能を有しているが、 フランス民法典一五九一条は、売買契約の代金は確定していなければならない旨を規定しているが、この代金確 ながるのである。このことを破棄院は売買契約における代金確定の原則の範疇で判断をくだしている。すなわち、 この判決によれば、 すなわち、 原則による判断基準は、 売買目的物から得られる収益よりも劣るかあるいは等しい場合にあっては、当事者は最終的に損 売買目的物から得られる収益を基準として、終身定期金契約の効力が判断されることとな 他方において、終身定期金契約をはじめとする射倖契約にあっては、 一方において、 契約の無効を導き出す余地を残している。このように、 フランス法上の判断枠組みとしての無効原因を引き出すとい 売買契約における 最終的な損益が当 は

さらに、

本判決は、

定期金の額が、

移転させられた財産から生じる収益よりも劣る場合には、

当事 者の

あ

それ自体矛盾をはらむものであり、 契約における当事者の対価的意義を有する出捐とはなりえないことを指し示しているのである。こうした合意は ばならない するためには、 事者には不確実であったとしても、 での均衡性が必要となるということを意味している。 衡性が保たれているという機能も有するのである。つまり、 . の はもちろんであるが、その反面として、そもそも契約当初から当事者の損益が確実であれば 当事者の意思表示の中に、 契約の効力は生じ得ないということになる。 契約当初にあっては、 契約当初からすでに、 したがって射倖契約は有償契約を前提として理解しなけ ―代金は確定されているのだから―当事者 最終的な損益が不確実であるという確定的な合意を 相互的な給付がすでに行われているという意味 の均

ある。 すでに当事者は対価的意義を有する出捐を行っていると理解することが可能である。 思表示として捉えられる対価 条の代金確定の原則 また、この判決の反対解釈として、 換言すれば、 不確実な事件に当事者の損益を確定させる有償契約にあっては、 に違反していないという理解も可能である。 (代金) は、こうした終身定期金契約の場合にあっても確定しているということで 射倖契約において、それが有効である場合には、 すなわち、 売買契約における当事者の要素的意 不確実な事件の成否 フランス民法典 1の前

断することによって、 収入よりも超過している場合には、 契約当初から定まっているために、当事者の合意は効力を生じないとされているが、反対に、 るという合意をしているのに、 前者にあっては 移 場合によっては契約の無効を導き出すことが可能である旨までも示唆している。このうち 転した財産の額を上 -移転させられた財産からは収益が得られるため 裁判官による事実認定のもと、 回 る出捐を最終的に定期金債務者が行うか否かということが 当該合意は偶然性を有しているかどうかを判 -収益以下の定期金の額であ 定期金の額がその 不確実で

契約によって得をすることしかありえず、反対に定期金設定者 れば契約当初から最終的な損益がすでに確定していることを指し示している。この場合には定期金債務者は当該 (債権者)は損をすることしかありえない。

ンの価値のある不動産の移転の対価として、三〇〇〇〇フランと、年間一〇〇〇〇フランの終身定期金を設定し (債権者) は得をすることしかありえないケースも想定しうる。たとえば本事案のもとで、総計三二〇〇〇フラ

後者の場合にあっては、定期金債務者は当該契約によって損をすることしかありえず、反対に定期金設定者

(912)

236

たという非常に極端な事例を想定すれば、このことは理解できるであろう。この判断基準として、本破棄院判決

は、 次に挙げる判例は、 裁判官の事実認定のもと、 この破棄院の判断枠組みを終身定期金契約以外の場面においても応用可能であると確認 当該終身定期金契約が偶然性を有しているか否かを判断することになる。

【判例④】Cass. req. 27 mai 1908, D., 08, 1, 480, S., 1911, 1, 459.

たものと評価できる。

よって売主に約束された債務負担の履行にとって十分であるときには、 titre de fonds perdus)、Guérimon に対して、 がってその売買契約は無効となると判示した。 の不動産および動産を売却した。その対価は、Gente が元本を返済することなく、利子を与えるという条件で(à いうものであった。事実審裁判所の認定したところでは、契約当事者の意図では、売却された財産からの収入は課さ た給付を提供するに十分なものであった。破棄院は、 Guérimon 老嬢は、一八九五年一一月一八日付の私署証書によって、Gente に対して、彼女が持分を有するすべて 健康であれ、 事実審裁判所の評価に従い、売買目的物からの収入が買主に 病気であれ、彼女の生活に必要なすべてのものを与えると 実際にはその売買は対価が欠けており、

ように思われる。

してい は、 には、 は、 あれ、 能性を拓いたというところに意味があるように思われる。そうして、 したがって、 期金債務者は 者の合意は、 般論と同様に、 ならず、いずれも射倖契約であると理解することができる。そうして破棄院は、 金銭的な援助だけにかぎらず、食料を与えたり、または居住させることを約束したりするところに特徴がある。 扶養契約 よれば、 ある場合には、 本件におい 前掲一 有名契約であるか無名契約であるのかという違いではあるが、 彼女の生活に必要なすべてのものを与えるという契約内容であった。この意味では、本事案における当事 るにも拘らず、 実際にはその売買は対価が欠けており、 「元本を返済することなく、 (un 八九 終身扶養契約は、 ては、 フランス民法一九六八条以下に規定される終身定期金契約というよりは、むしろ無名契約たる終身 一定の金銭を支払うというところに特徴があるのに対して、 bail à これを無効とするということを、 九年判 売買目 nourriture) 当事者は明示的に終身定期金契約を締結したという事実認定はなされておらず、 決の一 実際には契約当初からい 的物からの収入が買主によって売主に約束された債務負担の履行にとって十分であるとき 般 金銭以外の出捐もなすというところに特徴があるほかは、終身定期金契約とは 論の確認をしたという意味のほかに、 か、 あるいはそれに近いものであると理解することができる。 利子を与えるという条件で ず したがってその売買契約は無効となると判示している。 れが損をし、 射倖契約の一般法理として明らかにしたところに、 またい (à titre de fonds perdus) √ 有名契約たる終身定期金契約にあっては、 契約の最終的な損益が不確実である契約 終身定期金契約以外の射: ずれが得をするのかということが明 無名契約たる終身扶養契約にあっては 前掲一八九九年判決における 幸契約 健康であれ この両者の差異 意義がある への この 応 病気で 証 判決 か 定 ~ 可

3

小括

定・射倖契約という契約の分類が存在したが、判例法のなかで、射倖契約であっても、 実益としての「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」という原則も一定の限界があると認識 の適用がありうるという判断をしてきた。したがって、ここに至って、もはや、実定契約・射倖契約を区別する 以上見てきたように、フランス法では、射倖契約にはレジオンの適用はないという原則を指し示すために、 場合によってはレジオン 実

されるに至る。このようなフランス判例法の意味をするところを、いま一度まとめておこう。

に存するのではなく、あくまでその前提となる機会そのものが給付内容なのである。 意味での機会を給付していると法律構成されることとなる。この給付内容は、(34) ろはないが、これに対して、定期金債務者の側にあっても、設定者が死亡するまで、 期金設定者は不動産を債務者に対して譲渡するために、 点で行われているということにほかならない。したがって、不動産を対象とした有償終身定期金契約の場合、 とを意味している。 場合には代金確定の原則に違反しないという破棄院の判断は、 の意味では、すでに契約当初から確定的な給付が行われているということである。前述の判例【判例③】は、まず、射倖契約にあっては、契約当初から当事者双方に対価的意義を有する出捐がなされているのであり、 ら当事者の給付には均衡性が保たれているということができるだろう。 のことを代金確定の原則に違反するか否かという論じ方をしているが、要するに、 は実定契約に対置される有償契約一種に過ぎないというのが、フランス法のもとでの射倖契約の捉え方である。 このことは、射倖契約にあっても、 通常の売買契約における財産権移転義務とは異なるとこ 有償契約における対価的意義を有する出捐が、 契約の時点ですでに対価が決定しているというこ したがって、 実際に定期に支払われる金銭自 終身定期金契約が有効である この意味では、 射倖契約とはい 一定の金銭を支払うという 【判例③】は、 っても、 契約の時

なのである。

したがって、契約当初に当事者が約束した機会そのものの給付自体が、その対価との関係で暴利行

(915)

239

体は暴利行為としてレジオンの適用は見られないのだということを指し示しているにすぎない。 なりえないのである。すなわち、「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」というフランス法の 者いずれの場合にあっても、 をしなければならないために、 権者が契約締結後かなりの長期にわたって生存していれば、定期金債務者はその長期にわたって定期金の支払 を設定する場合、 原則は、 あっては当事者は知ることができない、契約当事者の最終的な損益自体は、暴利行為としてレジオンの対象には いが少なくてすむために、 くまで不確実な事件の成否の結果に過ぎないということである。たとえば不動産の譲渡と引き換えに終身定期 射倖契約にあっては、少なくとも結果的に当事者間に損益の不確実性が存在したとしても、そのこと自 最終的な当事者の損益が不確実であるということは、有償契約の一類型である射倖契約にあ 定期金債権者が契約締結後、 結果的に当該不動産を安価で買ったということになる。またこれとは反対に定期金債 それは当事者の最終的な結果としての損益の問題である。したがって、 結果的に当該不動産をかなりの高価で買ったということになる。しかし、この 比較的短期で死亡すれば、定期金債務者は、その分定期金の支払 契約当初に っては、 両

射倖契約におけるコーズの法理 は、 当事者の給付が 倖契約が実定契約との対比において特徴とされるのは、 約にあっても、 の不均衡を問題とするレジオンにあっては、 契約当事者双方が互いに相互的な給付を行うものである。このことを射倖契約にあてはめてみると、射倖契 契約当初から当事者には確定的な意味での給付がなされているということになる。そうして、 「負担した危険という等価、 つまり、 当該契約が有償契約であることが前提となるが、 受け入れられた危険という対価 前掲したポティエも述べるように、射倖契約にあっては (suscepti periculi pretium. 有償契約にあって

最後に、「偶然性はレジオンを追い払う(L'aléa chasse la lésion)」という原則の限界である。

すなわち、

為を構成することはありうるのであり、 レジオンに基づいて当該行為の取消が可能となるのである。 要するに、 有償契約の一種である射倖契約にあっては、 機会とその対価との間に著しい不均衡があったと立証された場合には 当事者の給付は契約当初から存在してい いるが、 この機

期金の額が譲渡された不動産からの収益よりも劣るケースにおける当事者の合意の内容を分析してみると、この 限を受けるものであり、この給付は、最終的な損益が不確実となる性質を包含していなければならない。その定 ことはないのである。そうして、この契約当初に相互的に行われる給付は、その内容いかんによっては い払う(L'aléa chasse la lésion)」という原則自体、 有効要件の存在を指し示したケースであると評価することができよう。この意味では、「偶然性はレジオンを追 合意はそれ自体が矛盾している。 会の給付に関してレジオンの適用を受けることはあっても、最終的な損益に関しては、 合意にあっては、定期金債務者が負担する機会給付が、最終的に損益を不確実とはしないものであり、こうした したがって、これらの判例は、 何ら否定されるべきものではなく、この原則にも一定の限 射倖契約における当事者の給付内容に内在する レジオンの適用を受け る

るという機能に着目されるに至る。この点を明らかにしていくのが、以下に見るように、射倖契約をコーズ論の ンスでは、 射倖契約をレジオンとの関係のみで捉えるのではなく、実定契約とは異なった有効要件として作用す

このように射倖契約における給付内容としての適合性にも限界があることが認識された結果、

__

世紀

のフラ

枠組みで捉えようとする立場である。

度があるというに過ぎないのである。

(916)

三 射倖契約の有効要件 ―コーズ論からのアプローチ―

1 はじめに

よって禁じられたり、公序良俗に反するコーズも違法であるために(同一一三三条)、当該合意は無効となると は効力を有さず(同一一三一条)、コーズが表明されていない合意は無効であり 誤ったコーズに基づく(sur une fausse cause)債務、また、違法なコーズ コーズ いう条文規定として現れる。 フランス民法典一一○八条は、合意の有効要件(la validité d'une convention)のひとつとして、 (une cause licite dans l'obligation) を要求する。このことは、 コーズが存在しない (sur une cause illicite) (同一一三二条)、また、 (sans cause) に基づく債務 債務の適法な 債務や、

を紹介した上で、フランスにおける射倖契約とコーズ論とのかかわりを明らかにする。 フランス二○世紀以降の射倖契約とコーズのかかわりに関する、モリー、 て射倖契約が無効とされるための要件は具体的にどのようなものであるか、明らかとなるであろう。 ためには、まず、射倖契約がどのような法構造を有しているのかを解明することが必要であり、その上ではじめ 適法なコーズが、 本稿の以下の叙述との関係で問題となるのは、このように合意の有効要件として理解することのできる債務の 射倖契約にあっては、具体的にどのような形で理解されるのかということである。この理 カピタン、ベナバンという三者の見解 以下では

2 モリーの見

まずは、 ジャック モリー (Jacque MAURY) の見解である。 モリーによれば、 射倖契約にあっては、

241 (917)

「当事

者のおのおのによって対価が望まれており、債務のコーズは決定されている。 その内容は良い機会、 人はこのこ あるい は悪

とを偶然性こそがここではコーズであると表現する。」と説明する。い機会に依存するものである。当事者双方はその内容が機会に依存するということを理解している。

いた場合には当該契約は無効であるとの規定(一九七四条)、そして終身定期金を設定してから二〇日以内に死

そうして、射倖契約のひとつである終身定期金契約に関しては、契約のときに、設定された者がすでに死んで

亡した場合には当該契約が無効となるとの規定(一九七五条)については、これらは終身定期金契約における偶 らの収入に劣る終身定期金の設定に関しても、 無償の射倖契約にあっては、これらの法規の適用はみないというわけである。また、 類型であるということに起因する旨を示唆する。つまり、射倖契約は有償契約を前提とする概念であるために、 然性が欠ける場合を規定しているのであり、この場合には契約はコーズが欠けると説明をする。そして、フラン ス民法典一九七四条および一九七五条の規定が、無償契約に適用がないのは、射倖契約が有償契約のコーズの 「定期金債権者にはいかなる危険もない、つまり偶然性がない コーズ論の枠組みで説明を加える。すなわち、こうした場合には、 (Il ne court aucun risque, il n'y a pas d'aléa.) 前述の譲渡された不動産か

3 カピタンの見解

コーズの欠缺を生じさせ、その結果当該合意は無効となる旨を指摘する。

類型化して論じるが、この中の双務契約の一類型として、 債務のコーズを双務 (synallagmatiques)、片務 射倖契約におけるコーズを取り扱う。 (unilatérales) ´ 無償譲与 (libéralités)

まず最初に、 カピタンは射倖契約のなかに以下の三つの類型を認める。第一番目には、 例えば賭事 ところの危険が実際には存在しないとき、

あるいはそれが性質上生じ得ないとき、

締結された債務にはコーズがなく、

には、 や博戯 すが偶然性に乗じる (mais chacun spécule sur un aléa) 類型である。その上で、以下のように述べる。 争中の権利の売買(vente d'un usufruit, d'un droit litigieux)のように、今後、各々の契約者は定まった給付をな よう義務を負う類型。そして第三番目には、 例えば火災保険のように、当事者の一方は、ある危険 (le pari) のように、 機会 (la chance) に反した場合には当事者の一方のみが義務を負う類型。 有償終身定期金 (rente viagère à titre onéreux) (un risque) から身を守るために一定額を支払う 用益権あるい 第二番目

された合致 決せられるからである。 constitutifs de leur manifestation de volonté)である。なぜならばこうした要素によって、債務の発生、 ……それにもかかわらず、全てのこれらの契約においては、 (la bonnne et la mauvaise chance espérée ou redoutée) (l'accord) の一部分をなす。 言いかえると、危険を考慮しておくこと(la considération du risque)が当事者によって締結 契約者によって期待された良い機会、そして危惧された が意思表示の構成要素のひとつ (un des éléments 消滅、

契約の要素である。 これは正確ではない。危険は二当事者の意思表示の構成要素(intégrante de la manifestation de volonté des deux cont ら利益を引き出すように期待したり、そこから保護されるように望む aléa という予想(la perspective)である。 かに人は、危険は契約者の債務負担の動機 のコーズは常に約束された反対給付(contreprestation)であるが、この反対給付は、 このことから債務のコーズ をなす。(中略)従って、純粋に個人的であり通常は他人に知られない動機(motif)とは異なり、 危険は各々の契約者の意思表示をなす。機会は債務負担のコーズであり、このことは一八九八年 (la cause de leurs obligations)は実定契約におけるよりもより複雑である。 (la motif de l'engagement du contractant)でしかないと主張する。 何よりも第一に契約者がそこか 確かにこ

三月二日セーヌ民事裁判所判決(D.P.01.2.145)によってまさに述べられるところである。よって契約が締結される(②) 243 (919)

偶然性

(aléa)

そのものが給付として理解されるべきというところに特徴がある。

なされた同意はもはやその理由を有さないということになる。(30

るところ、射倖契約にあっては、偶然性 捉えられるものは、偶然性 ったものは、 カピタンによれば、 通常他人に知られることはないために、 射倖契約にあっても、 (aléa) そのものであるとの説明をする。その上で、こうした期待あるい (aléa) 債務のコーズは反対給付であるとしながらも、その反対給付として の内容が、契約当事者の意思表示の構成要素となっているため 債務負担の動機 (motif) としてしか作用 しない は はずであ 危惧とい

定契約であ 契約は、 されているのであり、 示の要素として組み込まれており、 不確実性自体もが、 な内容が異なるというところに特徴がある。そうして、契約当事者が最終的に損をしたり、 うした価値の変動それ自体は、 可能である。 も射倖契約と同様に、 って財産権 例えば売買契約といった通常の実定契約を例に取ってみると、そこでは、物価の変動とい 契約の当初にあっては当事者が知ることのできない偶然の出来事によって、 n しかしながら、 ば 価値自体に変動をきたし、当事者の損益は変動しうるものである。この意味では実定契約といえど 動機 契約当事者の意思表示の内容を構成するのである。すなわち、 (motif) 契約当初からは当事者の最終的な損益については不確実であると理解することはもとより 財産権の価値の変動という不確実性自体を意思表示の主たる内容とするものではない。 かような売買契約にあっては、 として捉えられるはずの偶然性 意思表示理論によれば、 その結果として、 偶然性 あくまで動機にとどまるものである。 当事者の意思表示はあくまで財産権の移転であると (aléa) (aléa) が、 自体が給付内容として理解されることとな 射倖契約にあっては、 カピタンによれば、 当事者の権利義務の具体的 得をしたりとい った偶然の事情によ これに対して射倖 当事者の意思表

ひとつの参考となりうる。

が動機 する性質から考えて、このような理解もまた的を得た理解であるようにおもわれる。 こととなる。すなわち、 対比は、実定契約と射倖契約の区別を明確化するという点では、適切な射倖契約の理解であるようにおもわれる。 る。このように、 おいて、なされた同意はもはやその理由を有さないために、無効として捉えられるというのである。 したがって、 (motif) にとどまる実定契約と、 カピタンによれば、このような射倖契約の法構造の理解から得られる効果も、また、明瞭である カピタンは、 危険が実際には存在しないとき、 意思表示理論から射倖契約の法構造の分析を行っており、 偶然性が意思表示の内容にまで及んでくる射倖契約というこの両者の あるいはそれが性質上生じ得ないときの両 そして、 偶然性 偶然性の有 .者の場面

が加えられていないという点である。このうちの第一点目については、本稿の問題意識とは異なるために、ここピタンの射倖契約の法構造の理解が適切であったとしても、射倖契約における無効原因についての体系的な説明 以降、 では取り扱うことができないが、 償契約ではなく、 しかしながら、 射倖契約は有償契約の一類型であるとの理解がフランスの通説であるからである。第二点目としては、 双務契約の一類型として理解し、その上で説明を加えている点である。というのも、 カピタンの説明からは、二つの疑問点が生じる。まず、第一点目に、 第二点目の問題点については、以下にみるように、アラン・ベナバンの見解が カピタンは射倖契約を有

4 ベナバンの見解

れば、 ナバンは、 ιV かなる債務負担もコーズを欠いては有効ではなく、 上述の見解を踏まえた上で、 射倖契約におけるコーズのありかたを体系的に再構築する。 射倖契約にあっては、 コーズは偶然性であるとした

倖契約のコーズを以下のように類型化を図る。以下にはベナバンの所説およびその提示する裁判例を中心として 上で、この偶然性が存在しない場合には当該行為はコーズの欠缺により無効とされると説明する。 その上で、

a 偶然性の必要性(Nécessité de l'aléa)

これらの紹介および検討を加えることとしよう。

1 当事者双方の不確実性の必要性(Nécessité de l'incertitude des parties)

(Existence de l'incertitude

信奏性の 少事性 (AVCCCSSIC GC Laica)

不確実性の存在

如するために、本質的射倖契約 する。そうして、確たる危険(risque sérieux)に立ち向かわないことを当事者が知っていた場合、 なることを確信してはならない。そうしてこの不確実性に向かって、当事者は平等でなければならない」と説明(32) わち、「当事者のおのおのは、不確実性が自らの利益になるだろうと期待するが、いかなる者であっても、 当事者双方は、 (accesoirement aléatoire) にあっては、レジオンの一般規定の適用によって無効となるとする。 取引の結果に関しては、同じ不確実性のなかに存しなければならないというものである。 (essentiellement aléatoire)にあっては合意の無効を引き起こし、 附随的射倖契 偶然性は欠 そう

以外のフランス法の条文規定と、 条項を無効とする判例を挙げる。 身定期金の設定契約を挙げ、また、売主がその瑕疵に気がついていた場合に、隠れた瑕疵について不担保とする このように偶然性が欠ける例としては、 いくらかの判例を概観しよう。 前者の終身定期金に関する判例の検討は上述の通りであるので、以下にはそれ 前述の譲渡された不動産からの収入に劣る年賦額についてなされた終

① 保険契約に関して

生じないとしている。

契約当事者の一方が、 もはや立ち向かうところの危険が存在しないということを理解していた場合には、

保険契約は無効となる。

保険契約の締結時点において、 このことを規定するのは、 陸上保険契約に関するフランス保険法典し、 保険の目的がすでに滅失していた場合や、 もはや危険が生じ得ない場合には契約 一二一―一五である。 その 一項では

が無効になる旨を規定している。

質であるといえよう。(34) は首肯されるであろう。こうした性質は、保険契約のみに認められるのではなく、 不確実な事件が生じうることを前提として契約しているために、当該合意自体は、 保険契約において、保険の目的がすでに滅失している、あるいはもはや危険が生じ得ない場合は、 消滅に関する合意だけではなく、不確実な事件の内容自体も、 射倖契約における当事者の合意にあっては、当事者の定めた事件が発生・不発生であった場合の権 契約当事者の要素的な合意に含まれるものである。 射倖契約一般に認められる性 効力が生じ得ないという結論 契約当事者は 利

② 契約当事者が故意に事件を発生させるケース

ここでは、 によるものであってはならない。この例として挙げられるのは、 としており、 契約の時点より一定のときまでに故意または意識的に死亡した場合には、 また、L. 一二二―二四は、保険金受取人が被保険者を故意に殺した場合には、 生命保険契約に関するL.一三二―七である。 保険契約の効力を生じない 保険契約の効力を

すべての契約当事者にとっての不確実性が必要であることから、不確実な事件は、契約当事者一方の自由意思

次に挙げるのは、 いわゆる随意条件に関する判例における、 不確実性が存在しないケースである。

【判例⑥】Lyon 26 oct. 1950, Gaz. Pal. 1950, 2, 407.

とを拒否しうるものであることからして、これは純粋随意条件によるものであり、契約は無効であると判示した。 当該契約条項一一条は、P.C.A 社が単に意思を表示することで、いかなる種類の訴えなく、 P.C.A 社が和解の申し入れや仲裁判断を受けることができると判断した場合には、債権者の競合(concours)を拒否 用等を補償するという義務が約定されていたが、この契約書の中の一一条には、「P.C.A 社が、法律上あるいは事実 の一〇%の額を報酬として受け取る契約を締結した。P.C.A には、無制限額の弁護および調査鑑定、そして弁護士費 ン、商業上および私人上の弁護を目的として、年間加入料六一三フランに加え、事案がうまく解決できた場合にはそ Provençale de Contre-Assurance 社(以下 P.C.A)は、Lacroix および Dupont との間で、法律上のコンサルテーシ また訴え(action)を中止する権利を留保する」という条項が含まれていた。こうした事実関係のもと、判決は 加入者の意図に賛同できない場合や、あるいは当該訴訟(procès)が無用であると判断する場合、とりわけ、 自らの義務を履行するこ

約を保険契約の一種であると考えて締結したようであるが、裁判所の判断によれば、 保険契約の有効性を制定法の形で認めたのは一九三〇年であり、本判決を読む限りにおいては、当事者も当該契 約当事者の一方の自由裁量にゆだねられてはならないという点を明らかにした判決である。フランスでは、 く有償委任(mandat salarié)であると判示している。そのうえで、当該契約条項一一条が、純粋随意条件によ 射倖契約にあっては、契約当事者のすべてに不確実性が必要であるが、その不確実な事件の発生・不発生が契 契約の無効を導き出している。 当該契約は保険契約では

日本民法典一三四条は、法律行為の附款たる条件の効力のひとつとして、随意条件について規定する。そこで

は、 は、 法の条文の構造では、法律行為に対して条件が附されているのに対して、フランス法では債務に対して条件が 異なる点は、日本民法典があくまで法律行為の効力として随意条件を規定しているのに対して、フランス民法典 条である。そこでは、債務者の随意条件のもとで締結された債務は無効であると規定されているが、この両(36) と規定している。 債務 停止条件附法律行為に関して、その条件が単に債務者の意思のみに係る場合にはその法律行為は無効である (l'obligation) フランス民法典にあっても、これと同様の規定が存在しており、 のひとつの種類として (随意) 条件附債務を規定している点である。 それはフランス民法一一 換言すれば、 七四 H 本

されているという本質的な相違を認めることができる。

概念を用いて解決することは不可能となるのである。 (37)法律行為の附款として条件を観念するために、本事案のようなケースにあっては、 とはいえず、あくまで法律上のトラブルが発生するまでは不確定な債務である。 当事者の一方が約束してい ように条件附債務という概念を用いることによって解決することが可能である。 このことは、 単なる理論上の問題だけにとどまらず、実際上の相違を生じさせる結果となる。 るのは、 法律上の一 種の援助であり、これは契約当時には確定的に発生している義務 このことは本判決にも見られる ところが、 直接的には条件附債務という 日本法においては 本件にお

③ 瑕疵担保に関するケース

施担 |保責任の存否に関して、 売主が瑕疵の存在を知っていた場合の不担保条項の効力が問題となったケース

である。

【判例⑦】Cass. com. 24 oct. 1961, D. 1962, 46

よって機能的な欠陥がある車両の瑕疵を知らないことはありえない専門家」であるために、売主が瑕疵の存在につい ると事実認定された場合の売主の担保責任が問題となった事案につき、破棄院は売主が、「燃料噴射装置の未調整に 知らせた。しかし、このトラクターはエンジンにトラブルがあり、かつこの瑕疵は契約締結以前に存在したものであ そしてあまり使用されていないようである…また調整が悪いために走り出すのが難しいということは注意する」旨を て善意で行動したとはいえない。したがって、トラクターが、 vait)」売却したが、それに先立つ同年七月二〇日に、売主は、書面によって「トラクターは状態がよい(propre)… いう条項は、買主に対抗することができないと判示した。 九五二年七月二七日に Saelen-Loff 社は Sicoit に対して、中古のトラクターを「現状で(dans l'état où il se 現状で(dans l'état où il se trouvait) 売り渡されると

はありえず、製造業者は当該瑕疵を知るべきであったという一連の判例を中古自動車に援用したものであると理 保責任に関して、製造業者が自ら製品を使用したのだから、その製品によって生じた瑕疵を知らないということ に特約として附された現状引渡の条項は買主に対抗できないと判示した。これは、製造業者が負担すべき瑕疵 院は、売主が当該瑕疵を知ることができたはずであるために、もはや善意とはいえず、したがって売買契約の際 る旨を規定するが、本件においては、売主が悪意であったかということが争点となった事案である。この点破棄 フランス民法典一六四三条は、売主の悪意の場合を除き、契約当事者の特約によって瑕疵担保責任を排除しう

ないということを前提としているが、瑕疵が明らかになるか否かは不確実な事件である。この場合、 疵担保責任は、 隠れた瑕疵 (les vices cachés) を対象とするために、 契約締結時に当事者が知ることができ 実際に瑕疵

する旨が規定されている。

詐欺によるという考え方や、信義則に反するという考え方が見られるが、(鉛)

日本法の解釈上、このようなケースにおいて不担保特約が無効となる理

知っていて告げなかった瑕疵等については、特約の効力を生ぜず、

担保責任を負担

由 につい

ては

売主の有過失のケースについては、必ずしも明確に判

- 断が

致するとはいえないだろう。 いずれの見解によっても、 旨の特約を附したとしても、

契約当事者が知らないというところに、

示すように、

である。。 る偶然性 瑕疵の存在について知っていた場合には、 契約の構造上本質的に射倖契約となる場合にあっては、偶然性 については、不確実な事件に属する事柄である。したがって、瑕疵担保責任とは、このような売買契約という主 は、 不確定であるために、 の無効を引き起こすのみである。したがって、瑕疵不担保条項という特約が附された売買契約において、買主が のであるが、これに対して、主たる契約に附された射倖的な特約にあっては、 たる契約に附された射倖的な特約の効力として理解することが可能である。保険契約や終身定期金契約といった。 あり、 の存在が明らかになれば、 様の規定は、 隠れた瑕疵については売主の負担で責任を負うのであり、 こうした当事者の主たる給付の合意については、あくまで実定契約であるところ、 もっとも、 (aléa) が欠缺するために、 日本民法典第五七二条にも見受けられる。そこでは、売買契約の当事者が担保責任を負 通常の売買契約であれば、 瑕疵担保責任は売買契約に附された射倖的な性質を有する特約として理解することが可 売主は買主に対して一定の責任を負うが、 当事者の瑕疵不担保の合意はその効力を有さないことになるであろう。 もはやその瑕疵は明らかな瑕疵であることから、当事者の特約にお 売主は財産権移転義務を、また買主は代金支払義務を負うもの 契約当事者にとっては、 (aléa) 契約当初にはこうした責任を負うか の欠缺は契約の全部無効を引き起こすも 偶然性 (aléa) 瑕疵が顕在化するか否か 瑕疵担保責任に関して の欠缺は当該特約 能 で

射倖契約における意思表示の特質が認められることから考えるのであれ 251 (927)

この

第 ているように思われる。

ば、こうした売主に過失があるケースについても、

③ その他 ―フランス民法典一五九七条―

procès droits et actions litigieux)を譲り受けることを禁止している。係争中の権利は、実際の訴訟の結果によっ eux)、公証人 (les notaires) 等のあらゆる裁判関係の役職にある者は、その者の管轄にある係争中の権利 plissant le ministère public)、裁判所書記官(les greffiers)、執行官(les huissiers)、弁護人 禁止するのは、彼らの法的知識を恐れているのではなく、譲渡された権利を対象とする訴訟の結果についての影 て、その存否が明らかになるものであるが、ベナバンによれば、法が管轄を有する裁判関係者にのみこの取得を フランス民法典一五九七条は、裁判官(les juges)、予備判事(leur suppléants)、 検察官 (les défenseurs offici-(les magistrates rem-

『不確実性に対する平等性(Egalité face à cette incertitude)

響を恐れるからであるとする。

の不確実性が同じ強さ(d'égale intensité)でなければならないとする。そうして、このことから、両当事者は 当事者双方は、取引の結果に関する同じ不確実性のなかに存しているだけでは充分ではなく、さらに、当事者

危険の評価について同じ要素を有している必要があるとする。

険法典L. この例として挙げられるのは、保険契約における保険契約者・被保険者の義務である。たとえば、フランス保 一一二―二は、保険契約者・被保険者の義務として、保険料支払義務 (同条一号) のほかに、告知義

不担保特約が無効となるという解釈論の余地は多分に残され

るために―当該契約は無効となる。

b 務42 の義務が課せられているのは、 (同条二号)、 危険著増の通知義務 当事者の危険評価に関しての平等性を確保するためのものであるとする。 (同条三号)、事故発生の通知義務 (同条四号) が法定されてい 、るが、 これ

2 客観的偶然性は必要か(Nécessité d'un aléa objectif?)

際の事件の発生あるいは不発生をもって偶然性の構成要素とする立場を客観的偶然性と呼ぶ。 あるいは実際の事件の発生あるいは不発生のことをいうのか、という問題である。当事者が当該事件の発生ある は不発生を知らないことをもって偶然性の内容として捉える立場を、 射倖契約における偶然性とは、原則として当事者が当該事件の発生あるいは不発生を知らないことをいうのか 主観的偶然性と呼び、これに対して、 実

契約は有効であるが、客観的偶然性が射倖契約の原則として捉えられるのであれば、 契約の原則として捉えられるのであれば、 ていたが、当事者双方がその事件の内容について知らなかったという場合である。この点、主観的偶然性が射倖 この両者が具体的に問題となるのは、 ある射倖契約が締結されたときに、契約締結時点で実際に事件は ―あくまで当事者は当該合意された偶然性の結末を知らないために 実際に事件は発生してい

この立場を採用した場合、 意思においてである」からである。当事者がその結末を知らないことに対して契約を締結しているという射倖契(44) 旨を述べる。 約の性質から考えるのであれば、射倖契約にあっては、 この問題に対して、ベナバンは、純粋に論理的な分析を加えるならば、主観的偶然性が原則として捉えられる なぜならば、契約自由の原則からして、「契約がそのみなもと(sources)を有するのは、 二つの問題が生じる。まず一点目は、 主観的偶然性が原則として捉えられるだろう。 契約当事者の心理的側面をいかにして証明する 当事者 しかし

でには認めていなかったという点である。これに対して、仮に客観的偶然性を原則として捉えた場合にも、不都のかという立証の困難性という点である。第二点目としては、フランスの立法者は、危険への投機をそれほどま 合は生じる。すなわち、客観的偶然性に立脚するのであれば、人は実際には様々な情報を集めることによって、

(930)

254

不確実性を排除してしまうことができるのであり、おおよそ射倖契約は成り立たなくなるのである。

この前提の上でベナバンは、フランス法上、主観的偶然性に立脚している場合と、客観的偶然性に立脚してい

る場合をそれぞれ分類する。

① 条件附債務に関して(1)主観的偶然性の原則が作用する場面(47)

arrivé, mais encore inconnu des parties.)」と規定するが、「現に到来しているがいまだに当事者には知られない 観的な偶然性を前提としているということができよう。 事件にかかわる(dépend d'un événement actuellement arrivé, mais encore inconnu des parties.)」というのは、主 une condition suspensive est celle qui dépend ou d'un événement futur et incertain, ou d'un événement actuellement るいは現に到来しているがいまだに当事者に知られない事件にかかわる債務である(L'obligation contractée sous フランス民法典一一八一条一項は「停止条件のもとで締結される債務は、あるいは将来の不確実な事件に、

② 海上保険契約に関して

フランス保険法典し、一七二―四は、海上保険については「災害の後、 あるいは被保険物または海上運送人の 4

終身扶養契約

(bail à nourriture) に関して

au lieu où il a été signé ou au lieu où se trouvait l'assuré ou l'assureur.)。」と規定する。「その情報が知られてい るということができよう。 知であった場合には当該契約は有効であることとなる。したがって、この条文も主観的な偶然性を前提としてい た場合 des objets assurés ou du navire transporteur est nulle, si la nouvelle en était connue, avant la conclusion du contrat, 契約締結の前にその情報が知られていた場合には、無効である(Toute assurance faite après le sinistre ou l'arrivée 到着ののちになされたあらゆる保険は、契約が締結された場所あるいは被保険者または保険者が存在した場所で (si la nouvelle en était connue)」には無効であるのだから、このことの反対解釈としては、 当事者が不

③ 博戯 (le pari) に関して

においても主観的偶然性がその要素であるといえよう。 戱 のできる事件の結果について行われるのに対して、博戯 ったように、契約当事者が事件の外側にいるところに、この両者の違いがある。このことからわかるように、 賭事 (le pari) (le jeu)は、たとえばトランプのポーカーやブリッジといったように、契約者が部分的に参加すること は既に生じたが当事者に知られていない事件についても行われうる。したがって、博戯 (le pari)は、契約者が参加しないスポーツの結果とい

(後掲)、 終身定期金契約 無名契約である終身扶養契約 (du contrat de rente viagère) (bail à nourriture)については、主観的偶然性で足りるとする。(※) については、 判例法上、客観的な偶然性までも必要とされるが

255 (931)

(5) 相続に関して

相続に関しても、 射倖契約における主観的偶然性の原則を認めたと理解することのできる判決がある。(4)

(2)客観的偶然性の例外が作用する場面(50)

フランス法において客観的偶然性が認められる場合には、 以下の二つの場面において顕著である。

1 終身定期金契約に関して

dont elle est décédée dans les vingt jours de la date du contrat.)」と定める。判例によれば、ここでは定期金債務 personne qui était morte au jour du contrat, ne produit aucun effet.)」と定め、またこれに続く一九七五条は「契 無効となるので、終身定期金契約においては客観的偶然性が要求されていることとなろう。 者が病気についても知らなくても、また病人が恵与の意思で死ぬ事を知っていて設定した場合であっても契約は +®ৰ) (II en est de même du contrat par lequel la rente a été créé sur la tête d'une personnne atteinte de la maladie 約の日から二〇日以内に死亡した者の生存を基準として定期金を設定した契約についても、同様である れる終身定期金契約はすべて、いかなる効果も生じない(Tout contrat de rente viagère créé sur le tête d'une 終身定期金契約について、フランス民法一九七四条は「契約の日に死亡している者の生存を基準として設定さ

2 陸上保険契約に関して

フランス保険法典し.一二一―一五第一項は、陸上保険について、「契約のときに、被保険物がすでに滅失し

ることとなろう。 contrat, la chose assurée a déjà pèri ou ne peut plus être exposée aux risques.)」と定める。この場合も、 ていたり、 が危険に立ち向かうと信じていたとしても契約の無効が課せられるのであるから、 もはや危険にさらされ得ない場合には、 保険は無効である(L'assurance est nulle si, au moment du 客観的偶然性が要求されてい

b 偶然性の相互性(Réciprocité de l'aléa

偶然性は相互的でなければならないが、そのために必要な要件として、以下の二つを提示する。

1 偶然性はすべての当事者によって立ち向かわれなければならない (L'aléa doit être couru par toutes les par-

léa affectant le montant de la prestation)と取引の結果に関する偶然性(l'aléa concernant le résultat de l'opération) 条の定義を正当とする考え方が学説においては多数意見であるとしながらも、給付額に影響を与える偶然性 もって正当とするかは、フランスでは古くから議論の対象となってきた。この点についてベナバンは、一一○四 フランスには射倖契約の定義規定が二つの規定に存している(一一〇四条、一九六四条)ため、このいずれを

るのは、 を見ることができる。これに対して、後者の取引の結果に関する偶然性とは、射倖契約において当事者によって な債権・債務のあり方に変動を及ぼすものではあるが、このうちの前者の給付額に影響を与える偶然性が見られ 何も有償契約に限られたことではなく、たとえば条件附贈与契約といった無償契約においてもその

とを混同してはならないと指摘する。すなわち、射倖契約とは、一定の偶然の事件を契機として当事者の具体的

257 (933)

この意味で、

偶然性は、

有償契約を前提として実定・射倖契約という契約の分類を認める場合に必然的に生じる偶然性であり 射倖契約にとっての有効性に影響してくることとなる。したがって、このような取引の結果に関する

射倖契約は有償契約を前提とした概念でなければならないのである。

の存在が、

が損をするという関係にあり、このように当事者のいずれが得をするのか損をするのかわからないという意味で は不確定であるということを指し示している。ここでは、事件の成否によって一方が得をするのであれば、 の偶然性までもが必要であるとする。つまり、取引の結果に関する偶然性とは、当事者相互の因果関係ある損益 合意された偶然の事件の成否によって、当事者のいずれが得をするのか、あるいは損をするのかが契約当 ヨ初から 他方

は、 受け取ったために、 れた目的物 は、係争中の権利の譲渡などの射倖売買(le vente aléatoire)を挙げる。 (52) った場合には、 そうして、このふたつの偶然性について、両当事者は立ち向かわなければならない。この例として、ベナバン 売主は損失を被ることとなるであろう。 (係争中の権利) 売主は利益を得ることとなるが、反対に売却された権利が売買代金にまさる価値であった場合に 偶然性に立ち向かうこととなる。そうして、売却された権利が売買代金よりも劣る価 が有していると証明される価値との間には損益関係が存在するが、売主は一定額を すなわち、払い込まれた価格と売却さ

parties du même événement 偶然性は当事者のすべてにとって同じ事件に依存しなければならない (L'aléa doit dépendre pour toutes les

かう損失の機会との間に相互性と偶然性が存在する必要がある ナバンは、 マロ リ | の 「射倖契約であるためには、 一方当事者の立ち向かう得る機会と他方当事者の立ち向 (Il faut qu'il y ait réciprocité et causalité entre la

5

検討

chance de gain que court une partie et la chance de perte que court l'autre partie pour qu'il y ait contrat aléatoire.) という一節を引用した上で、同じ事件が一方当事者の利得と他方当事者の損失とを相互的に決しなければならな

С 偶然性と確率論 (L'aléa et le calcul de probabilités) との関係について

る。 ば、 によって保険料を決定するために、保険契約はもはや射倖契約とは呼べないのではないかという疑問が提示され 確率論の進歩により、射倖契約という契約類型はもはや消滅するのではないかという点が問題となる。たとえ 保険会社は大数の法則 (la loi des grands nombres) に基づく統計計算によって保険料率の算定を行い、それ

とがいえるだろう。 契約に帰する不確実性が消滅するわけではないからである。これは終身定期金契約の場合にあっても、 なるわけではないと判示する。(55) この点について、フランスの判例は、確率論に基づく統計計算を行ったからといって、契約が射倖契約でなく 多数契約に基づく保険会社の取引結果に一定の確実性があったとしても、 同様のこ

に生じる無効原因をコーズ 行為として一律に無効とするというのとは全く反対のアプローチが採られている。すなわち、 以上に見てきたように、フランスにおけるこれらの学説に共通していることは、射倖契約の法構造から必然的 論の中に見出だそうとするものである。そこでは、射倖契約を公序良俗に反する法律 射倖契約も一つの

(935)

契約だから無効なのではなく、 契約の分類にすぎず、 契約の構造自体に無効原因が本質的に内在しているわけではないというものである。 射倖契約にも有効なものと無効なものがあり、 その判断基準、 すなわち有効要件 射倖

が存在するというのである。 射倖契約に通常の実定契約とは異なる無効原因 (有効要件)を認めることができるとすれば、

また、ベナバンは、カピタンの説明に更に分析を加え、 自体が当事者の合意の構成要素となるのだから、この偶然性 契約の法構造に求められなければならない。この点、 それは、給付額に影響を与える偶然性 (l'aléa concernant le résultat de l'opération) であるとする。 (l'aléa affectant le montant de la prestation) カピタンによれば、射倖契約にあっては 射倖契約における偶然性は二つの要素から成り立ってお (aléa) の有効要件を検討するということになる。 と取引の結果に関する偶 偶然性

この両者が一体となって給付目的を構成することとなる。 者は合意しなければならない。この意味で、射倖契約における当事者の合意は二重の構造を有した合意であり そこでは、 契約は、 のであるから、 通常の実定契約にあっては、そこでは通常、与える債務 偶然の事件の発生・不発生によって当事者の債権・債務の発生・消滅に変動をきたすものであるから、 偶然の事件の内容とその結果である債権・債務の発生・ その債務の目的とされるものは単一の目的として把握することが可能である。これに対して射倖 (dare) 消滅の内容という二つの内容について、当事 あるいは為す債務 (facere) を発生させるも

て、 らかにしておくことが可能となる。まず、射倖契約が実定契約と同一の法理に服する場面である。この点につ これらの法構造から、 倉澤教授は、 以下のような分析をする。 射倖契約における有効要件を、実定契約におけるそれと対比した上で、 両者の異同を明

その根拠は射倖

性という要件が必要となる。

るから、その態様は契約の要件として、契約の効力に影響を及ぼすべきこととなる。 ……射倖契約において alea を給付の目的として捉えるならば、 それは両当事者の効果意思の内容をなすものであ

それぞれ機会として異なる事実だからである。また、 その例である。 まず、aleaの不合致は、 ある家屋の火災焼失と他の家屋の火災焼失、 契約を不成立たらしめる。 alea は意思表示の要素をなすものであり、その錯誤は無効原因 保険の目的物についての不合致、 あるいはある家屋の火災焼失とその家屋 危険についての不合致などが の地震滅失とは

条件自体が不法である場合および条件づけられた具体的給付が不法である場合には、 ともに alea の不法として、

その契約は無効となる。

というのも、 件については、 のような法律行為の主観的有効要件については、基本的に、 その性質に反しない限りにおいて、実定契約同様の法理に服するものといいうるのである。 般に、 法律行為の有効要件は、 射倖契約にあっても、実定契約同様に契約当事者の意思表示の合致をその要件とするものであるか 意思表示の瑕疵・欠缺 主観的有効要件と客観的有効要件が挙げられるが、 (民法九三条ないし九六条) として民法典に規定されるところである。 射倖契約にも同様の適用があるといいうるだろう。 この中で、 主観的

構造を有しているために、 は偶然性 これに対して、法律行為の客観的有効要件については、 目的の確定性、 (l'aléa) と理解されることから、当事者の合意内容たる偶然性についての確定性、 実現可能性、 多少異なった配慮が必要となる。この点、まず、射倖契約にあっても、 適法性という要件を満たす必要がある。 射倖契約が、実定契約とは異なった法律行為の 射倖契約にあっては、法律行為 実現可能性 実定契約 目 的 的

0

ならない。 射倖契約にあっては、 これらに反した場合、 偶然性 当該契約は無効ないし不成立という効果をもたらす。 (l'aléa) の内容は確定しており、 その内容は実現可能なものでなけ 特定不可能な建物に ń

要となる。また、 事件の内容自体が「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的ト」している場合も想定できるし、違法な内容 対象とする偶然の事件の内容と、その結果生じる出捐の内容という二重の意味での確定性ないし実現可能 ない保険契約や、 の出捐といったように、 て対象とする偶然の事件についての確定性・実現可能性が問題となる場合もあれば、保険金額についての定め 違法な内容の偶然性 事故発生時に実現不能な内容の出捐を目的とする保険契約といったように、 存在しない人物の死亡に至るまで終身定期金を設定する場合といったように、 発生・消滅する債権 (l'aléa)を対象とした射倖契約も無効となる。これについても、 ・債務の目的に違法性が認められるものもありうる。 当該契約によって 当該契約によ いずれにせよ 偶然の 性が必

日本法のもとでは、民法九〇条の問題として処理することとなるだろう。

ある。 者の合意内容が、 としての損益が不確実であることまでもが必要とされるからである。すなわち、射倖契約にあっては、 最終的な当事者間の損益の内容が不確実でないという内容を包含しているのであれば、それは給付としての適合 前掲の対価となる財産からの収益よりも劣る額で設定された終身定期金契約を無効とするフランスの 次に、 射倖契約にあっては、当事者の合意の中に、給付の偶然性が含まれているだけでは不十分であり、 フランス法は、 損益の偶然性という要件から導き出される無効原因について検討してみよう。 る。 結果としての損益が不確実な性質を有していなければならない。この典型例として現れるのは この意味するところは、 かような事例にあっては、代金確定の原則に反するとして、 射倖契約における給付内容である偶然性 当該終身定期金の設定契約を (l'aléa) というのも、 が、 契約の時点で 判例法理 前述 その結果 契約当事 のとお

契約締結後に不確実性が存在しなくなる場合がありうる。

まずは、

前者の、

契約締結当初から不確実性が存在しない場合である。

当事者の

Ě

観的偶然性に立

脚

を満たしていないためであり、

その効果は全部無効となるであろう。

もっとも、

これは不確実な事件の内

263

(939)

は、 於ケル当事者 件附法律行為と切り離す特徴的な性質であることとなる。 とができるだろう。 性を欠くために、 ランス法があくまで射倖契約を有償契約の一類型として認めたことのメリットはこの点にあるといえる。 の給付たる偶然性 制限を受けることとなる。 の性質を有する合意を締結しようと考えるのであれば、 0 最後に、 い事件の結果によるものであるから、 本来は契約自由 不確実性という要件についてである。これについては、 ノ権利義務 当該合意は無効となるということにほかならない。このように、 (l'aléa)と同一性を有するといえるが、条件附双務契約利義務(民法一二九条)」すなわち期待権の存在を認め、 また、 0 原則 こうした性質は、 繰り返しを恐れずに述べれば、 (内容の自由) によって決定されるべき問題であるとはいっても、 条件附法律行為にあっては、 実定契約とは本質的に異なる、 法律行為の目的の内容は、 条件附法律行為にあっては、「条件ノ成否未定ノ 損益の偶然性が存在するということが、 条件附双務契約にあっては、 契約締結当初に不確実性が存在しない 損益の偶然性は認められ この権利は射倖契約における当 射倖契約特有の性質であるというこ その対価との 有償契約における対 双方の債権 ない 当事者が射 関係で、 射倖契約を条 のである。 債 辞契約 0 定の が 間 フ 同

つい 果によって当事者の権利・ 偶然の 契約であっても、 て悪意であれ 事故の結果について善意であることが有効要件として捉えられることとなる。 客観的偶然性に立脚する射倖契約であっても、 ば、 当該合意は無効となる。 義務が発生・消滅する射倖契約にあっては、 これは主たる給付内容である偶然性 その前提として、 契約当初に当事者の一 当事者が契約時に、 つまり、 (l'aléa) 方が事故の結末に が 不確実な事 満たすべ 合意した

法理として、 このような場合に契約の無効を主張できるのは、 末について知っていることを隠蔽して契約締結に至った者の相手方を保護するという側面から捉えるのであれ 瑕疵不担保条項の特約が附された売買契約において、売主が悪意であった場合の効果 相手方からのみということとなるだろう。また、これと同様の (民法五七二 (940)

を挙げることができる。この点、たとえば被保険者が事故の内容について悪意で保険契約を締結した場合に

そもそもそのような合意をすることが不可能だからである。これに対して売買契約における瑕疵不担保条項の場 となるのではなく、 ついては、 偶然性 当該不担保特約の効力のみを否定するのは、こうした理由からである。 契約の附加的内容についての特約であるから、財産権移転および代金支払という意思表示が無効 (l'aléa) の全部不能であるから、 当該特約のみが無効という効果を生じるであろう。民法五七二条が売買契約全部を無効とす 当該合意は無効となる。というのも、 当事者にあっては

5 るから、 被保険者が故意に事故を引き起こしたとしても、それは、 発生するためには、 わゆる保険契約における故意の事故招致はこのケースに該当するであろう。射倖契約の一般的な性質としては 約締結後 た具体的な権利 いということもありうることから、 次に、後者の事例である契約締結後に不確実性が欠缼した場合である。 その場合、 保険者の保険金支払義務が発生しない 事件の発生 ίV ・義務の発生・不発生は不確実な事件の成否によるものであることから、 ったん故意による事故招致があった場合には、 不確実な事件の発生・不発生について契約当事者が善意であるだけでは足りず、さらに、 (または不発生が確定すること) に至るまで、故意に事件を引き起こしてはならない。 契約は必ずしも有効なまま存続するとはいえないだろう。 (免責)という効果を生じさせるだけのものである。 当事者が合意した事故が生じていないだけの問題であ もはや偶然の事件によって保険事故が生じ得な 射倖契約にあっては、当事者が約定し 具体的な権利・義務が しかしなが

以下のように述べる。

可能であることである。

四結語

いて検討を加えてきた。今一度、本稿の考察によって得られたことをまとめておこう。 本稿では、 フランス法における射倖契約とコーズ論の関係を契機として、射倖契約が満たすべき有効要件につ

当事者は不確実な事件の内容およびその結果としての当事者の権利・義務の発生・不発生の内容という二重の目 契約が有償契約に起因する契約の分類であることに起因する損益の偶然性という二つの偶然性があること、また、 ける偶然性 的構造を有しているということを契機として、射倖契約の有効要件を実定契約のそれと対比して検討することが おけるような為す給付や、与える給付とは異なった、偶然性 次に、有償契約の再分類である射倖契約の有効要件についての検討である。この点については、 まず、射倖契約にあっては、 (aléa)は、条件附法律行為における、いわゆる期待権と同様の性質を有する給付の偶然性と、 契約当初に給付がすでになされているのであり、その給付は、 (aléa) という給付であるという点にある。 通常の実定契約に 射倖契約にお

の余地があるように思われる。たとえば、大森博士は、保険契約が射倖契約であることを否定する立場に対し、 こうした射倖契約が有する法構造から考えるのであれば、 射倖契約論と公序良俗との関係につい いては、 再検討

悪用される危険があるため、これを防止する見地から特殊の法則がみとめらえること(たとえば商法六三〇条ないし ……しかしながら、 般に射倖契約においては、 それが偶然による不労の利得そのことを目的とする賭博的行為に

の多くは、その射倖契約的性質に基因する、と云っても過言ではない。(62)意味で保険契約の射倖契約性を認識することは決して無意味ではない。 六五八条・六六○条・六七八条など)、他種の契約には見られない特殊の法則が多くみとめられるのであって、 する必要がみとめられることなど(たとえば商法六四一条、六四二条・六四四条・六四六条・六五六条・六五七条 種の行態によりこの本質に反する結果を生ずることを抑制するため、当事者間の衡平ないし信義誠実則を特別 六三四条・六七四条など)、および偶然によって事を決すべきことを本質とする射倖契約においては、 むしろ、 保険契約の他の契約に対する特殊性 に強調 ある

ては、それが偶然による不労の利得そのことを目的とする賭博的行為に悪用される危険があるため、これを防 保険契約の法的構造の解明にとって、 『士の画期的な業績であると評価することができよう。しかしながら、大森博士によれば、 保険契約が射倖契約であるという認識に立脚して議論を展開 「射倖契約にお したの Ú 大

から、 に射倖契約にあっては、 それ以上に、 条は、その抽象的な規定の構造を有していることから、 響を与えるものであるから、実定契約以上に賭博的行為に悪用されるという弊害はあるだろう。だが、民法九○ じて理解されることは、 する見地から特殊の法則がみとめらえる」として、賭博行為という悪弊から保険契約を切り離すための手段とし ているのだということであった。確かに射倖契約は、 保険契約法の各種の規定の存在意義を説明している。 射倖契約にも民法九〇条の適用はありうるにしても、 民法九〇条によって一刀両断に契約を無効としてしまうという理論構成を採用するばかりでは、 契約の構造上生じざるを得ない無効原因を見失ってしまうという欠点がある。 射倖契約も、 実定契約同様、 不確実な事件の成否によって当事者の権利義務の存否に影 契約の構造上満たされなければならない有効要件が存在 恣意的な適用が行われるという批判もさることながら、 しかしながら、本稿において、フランス法の検討を通 それはわれわれが思い描いているほど大きな領域を この 殊

占めるものではない 類型化を図る際に「著しく射倖的な法律行為」という類型を立てながら、―無意識のうちにではあったにせよ わ れわれがこれを射倖契約と同様に理解してしまうところに、誤謬の遠因があるように思われるのである。 のである。 本稿の最初に挙げたように、 我妻栄が民法九〇条によって無効とされる法律行為

1 射倖契約の意義に関しては、 拙稿 「射倖契約における損益の不確実性」『法学政治学論究』第五一号(二〇〇一

二九九頁以下参照

- $\widehat{2}$ 大森忠夫「保険契約の射倖契約性」 『保険契約の法的構造』一二四頁以下 (有斐閣、 昭和 一七年
- 3 我妻栄『新訂民法総則 昭和二六年[平成八年、 復刻、新青出版]) 一七九頁参照 (民法講義Ⅰ)』二八二頁(岩波書店、 昭和四〇年)、於保不二雄 『民法総則講義』
- 4 対して、後者は質的差異を問題としている点に相違を認めることができるだろう。 倖契約とは、実定契約に対比する、ひとつの契約の分類としての概念である。 「著しく」射倖的な契約という場合、そこには射倖性の程度が問題となっているのに対して、 前者が量的差異を問題としているのに 本稿で取り扱う射
- (5) このことから想起されるのは、 法典上の概念として相応に整備されたものとなっていたが、 法典』(平成一六年、成文堂)一〇六頁、一八五頁)と翻訳された射倖契約は、 いである。箕作麟祥の労作である「仏蘭西法律書民法」にあっては、「偶生ノ事ニ管スル契約」 わが国の近代法典編纂作業における射倖契約 明治二九年に公布されたいわゆる新民法典の段階にあ 明治二三年の旧民法典の段階までは (les contrats aléatoires) (前田達明編 0) 『史料民 取

れ 現在に至るまで、 ない状態であるといえよう。 は 「射倖契約」という講学上の概念については、 民法学の領域で射倖契約という講学上の概念が論じられることはなかった。この意味では、 もっとも、 本稿においては、 法典論争によって受けた一種のトラウマから、 日本近代法の形成過程における射倖契約について詳細に取 現在まで抜け われわ

ては、これらはすべて削除されている。これにはいわゆる「法典論争」の影響があったものと推察されるが、

という。)について説明をしなければならない。

- り扱っていないことをお断りしておく。
- 7 6 当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、 金融商品の販売に関する法律第三条 旧民法典財産編三〇一条、 同財産取得編一五七条以下。 金融商品販売業者等は、 金融商品の販売等を業として行おうとするときは、 顧客に対し、次に掲げる事項(以下「重要事項
- 原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該指標 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、 有価証券市場における相場その他の指標に係る変動を直接の
- 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原
- 因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該者 して政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨及び当該事由 前二号に掲げるもののほか、 当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものと

の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

(以下略

- 8 客の損害を賠償する責めに任ずる。 明をしなければならない場合において、 金融商品の販売に関する法律第四条 当該重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた当該顧
- 9 $\widehat{10}$ 賠償の責任については、 金融商品の販売に関する法律第六条 松本烝冶 『保険法』 この法律の規定によるほか、 (大正七年、 第七版、中央大学) 二五頁以下、 重要事項について説明をしなかったことによる金融商品販売業者等の損害 民法 (明治二十九年法律第八十九号)の規定による。 野津務『保険法』(昭和二三年、 白揚社)三八
 - 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約 金融商品販売業者等は、顧客に対し前条の規定により重要事項について説 (944)

頁以下。

- (🖺) François TERRÉ/ Philippe SIMLER/ Yves Lequette, Droit Civil, Les obligation, 6ème éd., 1996, nos 287 et suiv.
- Robert POTHIER, Œuvres de POTHIER par BUGNET, tome 5, nº 1 (P 265).
- (以) 拙稿·前掲注(1)三〇六頁以下参照。
- (C) POTHIER, op.cit. (note 13).
- ($\stackrel{\boldsymbol{\subseteq}}{\hookrightarrow}$) Louis GUILLOUARD, Traités des contrats aléatoires & du mandat livre III, titres XII et XIII du code civil (articles 1964 à 2010, et loi du 28 Mars 1885.), 2^{éme} éd, 1894, nº 7 (P 17).
- (E) Charles DEMOLOMBE, Traité des contrats ou des obligations conventionnelles en général, tome premier, 1868, nº 26 (P25); François LAURENT, Principes de droit civil français, 3ème éd., tome 15, 1878, nº 438 (P495); Gabriel BAUDRY-

- LACANTINERIE/ L. BARDE, Traité théorique et pratique de droit civil: Des obligations, 2^{ème} éd., tome 1, 1900, nº 19
- 18 François TERRÉ, op. cit. (note 12), nº 288
- 19 (cette inégalité a une cause légitime)」と表現している。DEMOLOMBE, op.cit. (note 17), nº 26 (P26). DEMOLOMBE は射倖契約にレジオンの適用がない理由について、「この不均衡は適法なコーズを有している

(20) フランス民法典一九六八条は、有償の終身定期金契約を念頭において規定しているが、これに続く、

同一九六九

条は、制定法の形で、無償の終身定期金契約も規定している。

- 21 して性質論として理解されているように思われる。 とえば保険契約に関する代表的な見解として、粟津清亮『保険法(全)』(明治三六年、法文書院)九二頁以下。この ら射倖契約における損益の不確実性を観念する実益はないとする見解は、日本においても散見することができる。た 見解は、射倖契約という契約の性質の検討であったはずのものがいつの間にか保険事業の射倖的 このように、射倖契約を集合体として観察した場合に、抽象的な対価の確定はありえるものであり、その意味か (=投機的)事業と
- 八年)、同五一号(一九九九年)参照 代金確定の原則については、野澤正充「有償契約における代金額の決定(一)(二)」立教法学第五〇号(一九九
- 澤康一郎「火災保険普通保険約款二条二項の意義について」『保険契約の法理』(昭和五一年、 待権給付であるということになる。」として、射倖契約における当事者の給付は、期待権である旨を示唆される。 依存している給付が、その給付としてではなく不確定な給付そのものとして―すなわち期待権として―一個の確定的 給付をなしているということにほかならない。それゆえ、有償契約たる射倖契約における一方当事者の対価給付は期 この点、倉澤教授は、「……射倖契約においては、「機会」が給付されるのであるが、それは、不確定な出来事に (la chance)そのものが偶然性(l'aléa)という給付内容になりうるという点については、後掲の 慶応通信)一七頁。

こうした機会

(946)270 定期金契約の場合も終身扶養契約の場合も、

債務負担のコーズ

(la cause de l'engagement)

である偶然性

271

praestare を起源とする旨を指摘し、 きるという前提については共通する見解である。 権であると理解する。なお praestare については、 険事業研究所) カピタンの見解のほか、 一つの歴史―」西村重雄・児玉寛編『日本民法典と西欧法伝統―日本民法典百年記念国際シンポジウム―』(平成 九州大学出版会) 五七八頁以下参照。これら三者はいずれも射倖契約における偶然性が給付内容として捉えることがで 三三七頁以下。 倉澤、 前揭注(23)、一七八頁以下、 倉澤教授は、 棚田教授は射倖契約にみられる給付は、 日本法においては、民法一二八条、一二九条にいういわゆる期待 金山直樹「与える給付と担保する給付―それから一〇〇年、 棚田良平 『保険契約の法的構造』 ローマ法の給付概念である 昭 和 五. 九年、 もう

- 25 前掲(15 ()参照
- valence en matière contractuelle, 1920, P 74 et suiv. Jacque MAURY, Essai sur le role de la notion d'équivalence en droit civil française, tome premier, La notion d'équi-
- 27 Jacque MAURY, op. cit. (note 26), P 80

カピタンの射倖契約論についての言及として、

棚 闰

前揭注

24

五六八頁参照

28

- $\widehat{29}$ 【判例⑤】Trib. civ. de la Seine, 2 mars 1898, D. P. 01. 2. 145
- の裁判例は、 終身定期金契約を設定したときから二〇日以内に、終身定期金の設定を受けた者が死亡した場合に

緊密な類似関係があり、 な規定というわけではなく、 約であることを確認した上で、終身定期金(la rente viagère)契約と終身扶養(le bail à nourriture)契約との間には かについて争われた事例である。 は当該契約は無効であると規定したフランス民法典一九七五条は、無名契約である終身扶養契約にも適用があるか否 いずれの合意の目的 契約のコーズについての一般法 判決はまず、当該終身扶養契約は無償契約ではなく、有償契約であり、 (l'objet) も同じであるとする。そして、一九七五条の規定は (droit commun) の適用場面に過ぎないのであり、 かつ射倖契 (947)

(扱)の【判例⑤】参照。 久缺していることから、一九七五条による無効は終身扶養契約の場合にあっても適用可能であるとする。但し後掲

- (😞) Henri CAPITANT, De la cause des obligations, contrats, engagements, unilatéraux, legs, 3ème éd., 1927, nº 18 (P 51-).
- 析しているとはいえないだろう。CAPITANT. op. cit. (note 30). n∞ 99 à 101 (P 215-220).
- (S) Alain BÉNABENT, Juris-classeurs, Les contrats aléatoires, Art. 1964, nº 10.

34 こうした性質が射倖契約一般に認められるということの実例として、たとえば、 競馬法 (昭和二三年七月一三日

法律第一五八号)第一二条は、 第一二条 各勝馬投票法において、勝馬投票券を発売した後、 勝馬投票券の効力について、以下のように規定する。 当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じた

- ときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。
- (一) 出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなつたこと。
- 二)競走が成立しなかつたこと。
- 二 発売した勝馬投票券に表示された番号の馬 当該投票法について競走に勝馬がなかつたこと。 (連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、

その勝馬

式勝馬投票法において同一の番号を一組とした場合において、その番号の馬のうちいずれか一頭のみが出走したとき 勝馬投票法にあつては、 投票券に表示された組のいずれかの番号の馬)が出走しなかつた場合は、その馬 その番号の属する組) に対する投票は、これを無効とする。 (連勝単式勝馬投票法及び連勝複式 連勝単式勝馬投票法及び連勝複

は、その組に対する投票についてもまた同様である。

入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一

部を、

天災地変その他やむを得

ない

事由に因

あ ŋ つて合計することができなかつたものは、 入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票で これを無効とする。

の券面金額の返還を請求することができる。 兀 前三項の場合においては、 当該勝馬投票券を所有する者は、 日本中央競馬会に対し、 その競馬投票券と引換にそ

- (5) Cf. La loi du 13 juillet 1930
- 36 Art. 1174 Toute obligation est nulle lorsqu'elle a été contractée sous une condition postestative de la part de celui qui

38

37 著名な判決群としては、ゴルフクラブ預託金返還訴訟が挙げられる。預託金返還請求が認容されたものとして、 地裁平成一四年三月二七日判決、判例マスター(文献番号2002-03-27-0012)、東京地裁平成一二年一〇月二七日判 日本の裁判例では、この点を民法一三四条の類推適用によって解決を図っている。 最近の判例でこの点について

274

(950)

例マスター(文献番号2000-10-27-0007)、棄却例として、水戸地裁下妻支部平成一五年二月七日判決金商一一六八

号四二頁、東京地裁平成一四年一一月一七日金商一一六八号四六頁。

Cass. com. 24 oct. 1961, D. 1962, 46. note par Jean HEMARD.

39 任については、売買契約から生じる附随的な性質を有する特約であると理解することが可能であり、この特約に関し 売買契約の主たる効果は、代金支払義務と財産権移転義務であるが (民法五五五条)、ここで問題となる担保責

ては、通常の射倖契約と同様の性質を有することとなるだろう。前掲注(33)参照。

- 40 カニ法律上自己ニ責任アルヘキコトヲ知リテ而モ其事實ヲ隠蔽シ故ラニ擔保ノ責ヲ負ハサル旨ヲ約スルモノナルカ故 イ是レ詐欺ニ非スシテ何ソヤ」と説明する。梅謙次郎『民法要義巻之三債権編』(昭和六〇年、 たとえば、 梅博士によれば、「……知リテ之ヲ告ケス而モ擔保ノ責ニ任セサルヘキコトヲ特約スルトキハ是レ明 復刻版、 有斐閣 Ŧi.
- この見解に属するものとして、我妻栄『債権各論中巻一』(昭和三二年、岩波書店)二九九頁。
- (42) 【判例⑧】Cass.civ. 26 janvier, 1948, D. 1949 442.

三〇頁参照

- 示している。 否したり、 事案は省略。この中で、判決は、一九三〇年七月一三日法一五条二号 における告知内容は、被保険者が危険の評価に影響を与えうることを知っており、保険者がその危険の引き受けを拒 保険料の増加を引き起こすことを知っている状況の正確な告知を含むとして、告知義務の内容について判 (現行の保険法典し.一一三―二の二号に相当)
- 拙稿 「射倖契約における主観的偶然性と客観的偶然性」『法学政治学論究』第五三号二二七頁以下、 同一アラン

- る主観的偶然性―」『商法の歴史と論理 「ナバンの射倖契約論」『法学雑誌タートンヌマン』第六号一七六頁以下、 (倉澤康一郎先生古稀記念)』(平成一七年、 同 商法六四 新青出版 一条論— -保険契約に
- (4) Alain BÉNABENT, op., cit., (note 32), nº 25
- $\widehat{45}$ 最高裁判例として、最高裁平成一三年四月二〇日 この点に関しては、 わが国においても議論がなされているところである。 (民集五五巻三号六八二頁) 参照。 たとえば保険事故の立証責任に関する
- $\widehat{46}$ 陸上保険契約が制定法として認められるのに、フランス民法典制定から一二〇年以上も後の一九三〇年であった
- 47 Alain BÉNABENT, La chance et le droit, nº 48 (P44); BÉNABENT, op. cit. (note 32), nº 26

ことは、このことの一つの現れであるといえるだろう。

- (卷) 【判例⑤】Cass. civ. 28 janvier 1952. D. 1952. 321.
- うところのいかなる危険も推定されないというものであるが、この規定は例外的なものであり、 証書によって締結した。契約締結の八日後である同年五月二六日 Joseau は死亡した。Joseau の包括名義受贈者であ を三一〇〇〇フラン譲り渡し、これに対して Robin は、 病気のときも Joseau に対して扶養等を行い、そうして最後には葬式まで執り行うという形での終身扶養契約を公正 五条以下の規定は、終身定期金債権者が契約のときより二〇日以内に死亡した場合には、定期金債務者には立ち向か った Verna は、 か適用がないために、本件のような終身扶養契約にあっては、その適用をみないとした。 九四〇年五月一八日、 当該契約の無効を主張した。このような事実関係のもとで、裁判所は、まず、 Joseau は配偶者 Robin に対して自らの所有する不動産とその不動産に備え付けられた動! その対価のうち一六〇〇〇フランについては、 フランス民法 終身定期金の場合に 健康なときも 一九七
- (49) 【判例⑩】Cass. civ. 19 avr 1882. D. 1882. 77.

に関して、 Amelot と Vincent は、 契約両当事者のうちの片方が、最近死亡した Cornillon の相続人となった場合、 一八七八年八月九日に以下のような契約を締結した。 すなわち、 親である Cornillon あるいは両者共に相続人

て、契約の際に Amelot を除外して、Vincent の身に相続人の資格があると確実かつ決定的に定まっていたとしても 事件とは、すでに発生した事件であっても契約当事者にはいまだ知られていない事件であると考えられる。 結された際に、両者にとって損益が不確実な事件に係らしめる相互的な機会を与えている。法においては、不確実な ある。この契約に関して、破棄院は、当該合意は、射倖契約としてのあらゆる性質を併せ持つために、当該合意が締 となった場合には、両者はこれを半分に分割し、半分を自らが、そうして残りの半分を相手方に帰するというもので したがっ

- 50 BÉNABENT, op. cit. (note 47), La chance et le droit, nº 48 (P 44); BÉNABENT, op. cit. (note 32), nº 27.

それは重要なことではないと判示した。

- $\widehat{51}$ Paris 18 fev. 1956: D. 1956, 326 Trib. civ. Saint-Lô 7 mars 1957: D. 1957, somm. 82
- (52) Angers 29 juin 1897: D.P. 1901, 2, 369 et la note.
- 53 係争中の権利の譲渡と射倖契約との関係については、 倉澤、 前掲(23)、一七頁参照
- 54 Alain BENABENT, Droit civil, les contats spéciaux, civil et commerciaux, 4eme éd., 1999, nº 932
- この判決によれば、多数人の生存期間の測定に関して統計的な結果があるからといって、ある契約が射倖的な特徴 【判例①】Cass. civ. 27 déc 1938, D. P. 1939, 1, 81.

を消滅させることはない旨を判示している。

56 時であり、 それだけでは条件附契約との区別が明確にされているものとはいえない。条件附契約の場合には、aleaの現実化が同 **倉澤教授は、射倖契約の法構造を条件附契約との対比の上で、射倖契約を以下のように定義づける。「射倖契約の定** 義のうち、給付ないし出捐の不確実性にその特質をもとめるものは、結局 alea の存在を捉えているものであるから ベナバンのこの学説と同時期に、日本においても、偶然性に分析を加える見解を見ることができる。たとえば、 かつ alea の現実化された内容たる具体的出捐が対価性を有するものであって、 結局 alea が当事者の損益

にかかわらないというところにその特色がある。そうして見ると、射倖契約を定義づけるには、alea が当事者の損益

た別

の問題である)。

今回の改正はこの点について、

目的の確定性という要件を満たすための具体的な要件を明示し

見ても、 給付の偶然性と出捐の偶然性という同一の分析があるように推察される。 ゕ :かわるものであることを捉えるべきこととなる。」この見解の前提にある倉澤教授の理解には、 偶然の一致が見られるのである。 倉澤、 前揭注(33)、一七七頁。Alain BENABENT, La chance et le droit, この意味で、 この両者の見解は、 、ナバ 時代的に 同様の、

- もっとも、 有名契約の中でも委任契約 (民法六四三条)における受任者の義務は、 この両者いずれをも含むこと
- 通常であるところに特徴が見られる。

cit., note 54, no 949 (P552)

- 59 58 但し、ベナバンによれば、射倖契約にあっては、 前揭注(33)、一七八頁。 錯誤の適用が排除される場合があるとする。BENABENT, op.
- 60 契約については、 定を見出すことが可能である。本改正では、 化することはないが、 保証人と債権者との間でなされる契約であり、 証に関する四六五条の二は、貸金等根保証契約の保証人の責任等について規定されており、そこでは、 法律行為の目的の確定性という点からは、二〇〇五年四月一 元本、 一定の事件が生じた場合には、 利息、 損害金等の一切を含んだ極度額の定めがないものを無効としている。 民法典の現代語化のほかに、 債務者の支払不能等の一定の事件が生じない限り保証人の責任が顕在 保証人は責任を負担する義務を負う。このことから理解される H 施行予定の民法典においても、 保証の部分の規定を改めているが、 これ 保証契約とは、 貸金等根保証 らと同 この 保

ものである こまでの債務について保証しているのかという合意内容についての確定性を欠くために、 ように、 的 『の確定性ないし実現可能性という要件を満たす必要がある。本来、 保証契約における給付内容は、 (「無制限」という内容の極度額の定めが法律行為の有効要件を満たすか否かという問題は、 特に有償保証の場合を念頭におけば、 極度額の定めがない保証契約は、 射倖契約としての性質を有しており、 原則として無効となるべき これとは 保証人はど

277 (953)

(61) 倉澤、前掲注(33)、一七七頁。

(62) 大森忠夫『保険法』(昭和三二年、有斐閣)八二頁参照。